

掛 川 市 公 告

次の土地改良事業を適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により、同事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年2月21日

掛川市長 松 井 三 郎

共 同 施 行 の 名 称 事 業	縦覧場所	縦 覧 期 間
上西郷御堂ヶ谷土地改良事業共同施行 農 地 造 成 事 業	掛川市役所	平成25年2月21日から 平成25年3月31日まで